

第 8 期
三原市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
(案)

概 要 版

令和 3 (2021) 年 1 月

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と策定の意義

介護保険制度開始後 21 年が経過し、介護サービス利用者及び介護サービス提供事業者も年々増加し、高齢者の生活の支えとして定着・深化してきています。

その間、高齢者人口の動向、介護保険サービスの利用状況、高齢者のニーズなどにあわせて、高齢者福祉施策・介護保険制度を改訂してきました。

我が国においては、高齢者、子ども、障害者など、対象分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人與人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が地域福祉の基本コンセプトに位置づけられています。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な役割を果たすものです。

第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえて地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

第8期となる本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る令和7（2025）年を見据え、本市が目指す地域包括ケアシステムの完成に向け、「地域共生社会」の実現を視野に入れながら、高齢者が住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを目的として策定するものです。

2. 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今回策定する第8期介護保険事業計画の期間は令和3（2021）～5（2023）年度となります。また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、同様に3年間を計画期間と定めます。

■計画期間■

平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第7期計画								
			第8期計画					
						第9期計画		

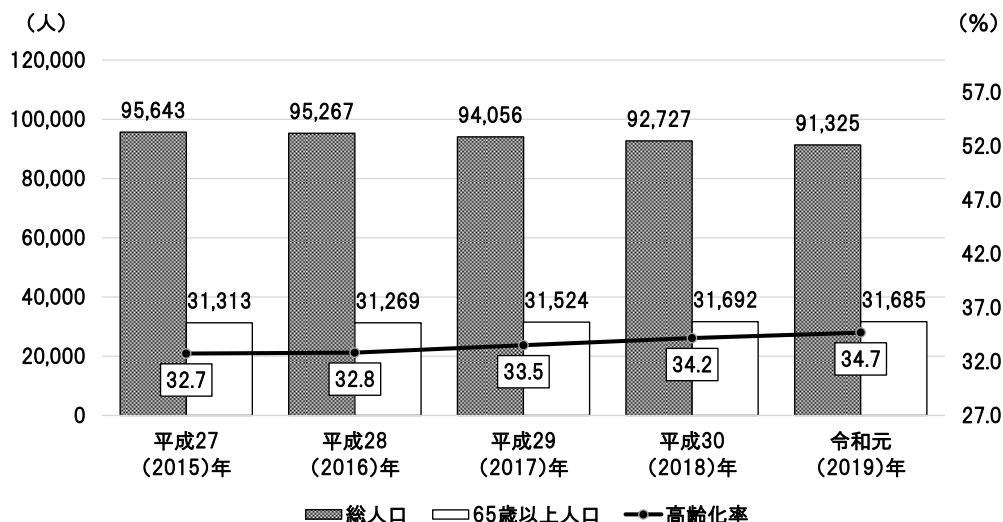
第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口の推移

(1) 高齢者人口と高齢化率

広島県人口移動統計調査の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向となっています。65歳以上人口も平成30(2018)年をピークに減少傾向に転じています。

■総人口及び65歳以上人口、高齢化率の推移■



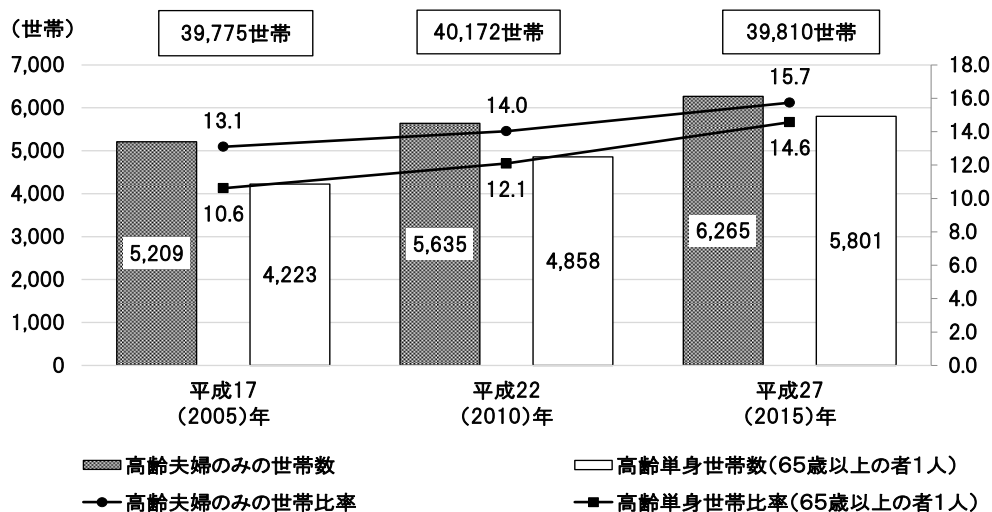
資料：平成27(2015)年～令和2(2019)年 広島県人口移動統計調査（各年9月末現在）

(2) 世帯数及び高齢者のいる世帯

平成17(2005)年から平成27(2015)年までの10年間で、世帯数は概ね40,000世帯で推移しています。

65歳以上の高齢単身世帯及び65歳以上の高齢夫婦世帯は、いずれも増加傾向にあり特に一人暮らし高齢者の増加が目立っています。

■世帯数及び高齢者のいる世帯、高齢世帯比率の推移■



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2. 介護サービスの利用状況

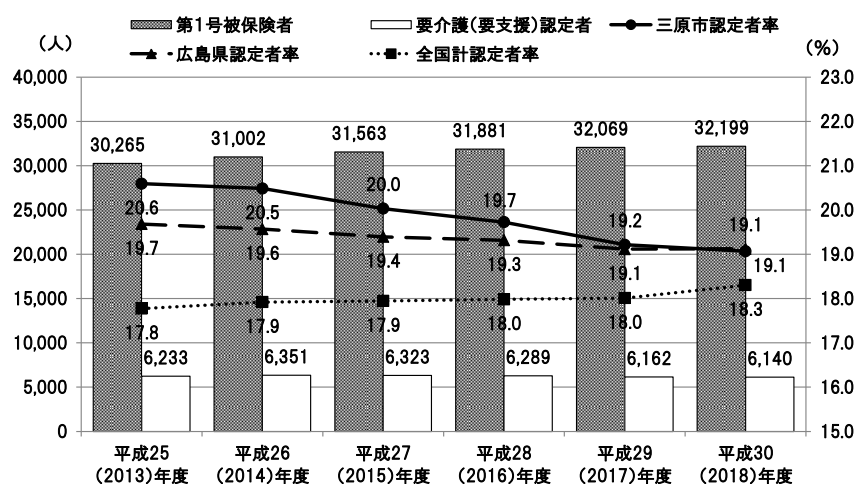
(1) 第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移

65歳以上の第1号被保険者数は、年々増加傾向となっています。一方で、要介護（要支援）認定者数は、横ばいとなっています。認定率は、県と比べ同水準ですが、依然として全国値を上回っています。

介護度別の認定者数の推移をみると、要支援1、2、要介護3、5については、平成25（2013）年度と平成30（2018）年度と比べると減少しています。

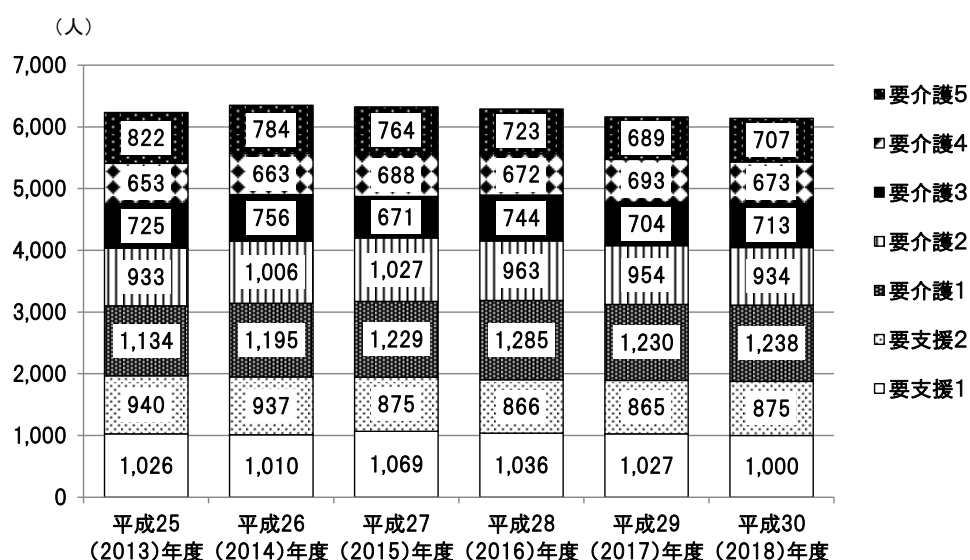
また、要介護4の認定者数については、微増加しています。

■第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移■



資料：厚生労働省 各年度介護保険事業状況報告年報

■要介護（要支援）度別認定者数の推移■



資料：各年度介護保険事業状況報告年報

第3章 第8期計画の視点

1. 地域共生社会の実現

包括的な支援体制の構築など社会福祉基盤の整備と合わせて、地域包括ケアシステムの推進や、地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が自立した日常生活を営むことができるような支援や、要介護状態となることの予防、悪化防止を図っていきます。

3. 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備

医療・介護・福祉関係者の連携、また庁内関係課との連携強化を推進します。

4. 「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進

認知症となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

5. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上・業務効率化

地域に必要なサービスの量と質を確保するために、地域マネジメントを展開するとともに、地域支援事業の充実を図ります。

6. 災害・感染症対策に係る体制整備

災害や感染症に備え体制整備を図ります。

第4章 第8期計画の基本方向

1. 基本理念

三原市のまちづくりの基本構想である「三原市長期総合計画」では、保健・医療・福祉分野の目標像を、「健やかに暮らせる 人に優しいまち」と掲げ、子どもから高齢者まですべての世代の人が、生涯を通じて社会に参加でき、いきいきと豊かな生活を送ることができることを目指しています。

本計画は、保健・福祉に関する施策を総合的に推進することで、介護や支援が必要な人を含むすべての高齢者が安心して生活を継続することができ、高齢になっても、住み慣れた地域で、生きがいをもって健やかに暮らせる環境づくりを目指すものであり、本市が目指す地域包括ケアシステムの完成を推進します。

「健やかに暮らせる 人に優しいまち」
住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまち

第5章 施策の体系

【基本理念】

健やかに暮らせる 人に優しいまち
～住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまち～

【基本目標】

【主要施策】

1 健康づくり・介護予防の推進

1 健康づくりの推進

2 介護予防の総合的な推進 重点

3 認知症施策の総合的な推進 重点

4 生きがいづくりの推進

2 地域生活を支えるサービスの充実

1 相談支援体制の充実 重点

2 在宅医療・介護連携の充実

3 安心できる住まいの確保

4 住み慣れた在宅生活への支援 重点

5 在宅介護者支援の推進

3 高齢者の安心・安全の確保推進

1 見守り活動の推進 重点

2 権利擁護の推進 重点

3 安全環境の整備

4 介護保険制度の円滑な運営

1 介護保険サービスの状況

2 制度の円滑な運営のためのしくみ

第6章 介護保険サービスの見込み量と保険料の算出

1. 介護保険サービス量の見込み

介護保険サービス量の見込みについては、これまでの利用実績や利用者数の推移、今後の認定者数、事業者からの参入希望などを踏まえて推計しています。計画により新たにサービスを見込むものについては、公募により事業者を選定し、施設整備、開設準備に係る補助金交付を予定しています。

< 算出中 >

2. 介護保険事業費の見込み

< 算出中 >

3. 制度の円滑な運営に向けて

介護サービスに携わる人材の不足は顕著であることから、確保対策事業のさらなる推進、拡充を図ります。

また、国の制度改正に対応し、高所得の負担増を求めつつ、低所得者対策は拡充します。

さらに、引き続き各種事業の実施による介護給付の適正化、質の向上に取り組むとともに、費用対効果の検証、適正化事業効果の見える化に取り組みます。

- (1) 介護保険サービスに携わる人材の確保
- (2) 低所得者対策の推進
- (3) 介護給付の適正化の推進

第7章 計画の推進体制について

1. 本計画の推進により目指す数値目標

計画を推進するため、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化の各項目について目標を設定し、目標の達成状況の把握・分析・評価を実施します。

項目	設定目標	目標達成状況の把握・分析・評価方法
自立支援	介護度の維持改善	・ 要支援 1・2 及び要介護 1 の認定率の維持 10.0%以下
介護予防・ 重度化防止	住民主体による介護予防活動の推進	・ 住民主体でいきいき百歳体操に取り組む 団体数 104 か所
	生きがい活動参加の推進	・ 要介護（支援）認定を受けていない高齢者の割合の維持 79%以上 ・ 会、グループ活動に週に 1 回以上参加する人の割合 40.4%以上
介護給付 適正化	適正化主要 5 事業の取組強化	・ 計画内給付（計画給付費＞給付費実績） ・ 要介護（支援）認定率の維持 21%以下
	居宅介護支援事業所指導監査体制の確立	

2. 計画の推進体制の整備

三原市総合保健福祉計画推進等委員会において、介護保険事業の運営について審議し、計画目標の達成状況の調査分析結果の報告・評価を行います。また、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、関係機関と連携して地域ケア会議などを充実します。

3. 介護保険事業の進捗状況などの把握

介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況などについて、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けたニーズ調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

4. 住民への広報・啓発

本計画の推進に向けては、一般高齢者や要介護認定者などをはじめ、広く市民に介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者などの情報を提供していくことが必要です。そのため、本計画策定後については、広報や市のホームページなどでの計画内容の概要紹介や目標の達成状況の評価の公表、新たな事業・制度の利用方法、申請方法などの情報提供をはじめ、各種事業を通じて、広報活動に努めます。